

介護保険負担限度額認定について（制度のお知らせ）

（居住費・食費の負担軽減制度）

介護保険施設（老人福祉施設・老人保健施設・介護医療院）やショートステイを利用する場合、居住費（部屋代）及び食費は利用者の負担となります。

利用者の負担に対して、要件を満たす方については、申請により自己負担額の軽減が行われます。

【介護サービス利用時の自己負担額】



対象となる方の条件

次の①②いずれも満たす方

- ① 世帯全員に住民税が課税されていない（非課税世帯）
- ② 本人の預貯金等が、基準額以下（裏面を参照ください。）



預貯金等とは・・・



預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金（普通預金・定期預金）	通帳の写し（表紙及び最終記帳のページ）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）



提出が必要な書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
※申請者が成年後見人の場合は、成年後見人の登記事項証明書の写しが必要です。
- ・同意書
※本人以外が代筆した場合は、代筆者の身分証明書の写しが必要です。
- ・収入・預貯金等の資産が確認できる全ての書類の写し
※本人と配偶者名義の全ての通帳等について、残高の多少に関わらず、写しが必要です。



負担限度額（令和 7 年 8 月から）

令和 7 年 7 月 31 日まで下線部は 80 万円です。

所得の状況及び預貯金等の状況により、負担段階が区分され、その負担限度額（施設に支払う1日当たりの金額）が決められています。

区分	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費（滞在費）の負担限度額 （一日当たり）				食費の負担限度額 （一日当たり）	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	生活保護を受給されている人	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円	300 円
	老齢福祉年金受給者の人							
第2段階	世帯全員が住民税課税者	本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額 <u>80 万 9 千円</u> 以下の人	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円	600 円
	本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額 <u>80 万 9 千円</u> を超え 120 万円以下の人	単身： 650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下						
第3段階 ①	世帯全員が住民税課税者	本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額 <u>80 万 9 千円</u> を超え 120 万円以下の人	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円	1,000 円
	本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額 120 万円を超える人	単身： 550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下						
第3段階 ②	世帯全員が住民税課税者	本人の年金収入額とその他の合計所得金額の合計が年額 120 万円を超える人	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円	1,300 円
第4段階	上記以外の人		負担限度額なし ※施設との契約額を支払うことになります。					

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、（ ）内の金額となります。

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含まれます。

よくある質問



Q 1：現在、負担限度額認定証を利用していませんが、更新は必要ですか？

対象となる施設サービスや短期入所サービスを利用しなければ更新する必要はありません。

Q 2：配偶者が住民税課税者ですが、別世帯であれば対象となりますか？

配偶者が住民税課税者であれば、世帯が同じかどうかを問わず対象外となります。
ただし、配偶者の死亡等により、配偶者がいなくなった場合は、申請により対象となります。

Q 3：しばらく記帳をしていないので、預金通帳の記載が古いのです。このまま提出しても良いですか？

原則、直近 2 ヶ月以内の記帳が必要です。申請日の直近まで記帳をしてください。
ただし、直近 2 ヶ月に取引がない場合は、写しの余白にその旨記載してください。

Q 4：申請を忘れてしまいました。遅くなりましたが申請は可能ですか？

申請は可能です。ただし、有効開始期間は「申請日の属する月の初日」までしか遡れないので、負担軽減が適用されない期間が生じる場合があります。

Q 5：住民税課税世帯ですが、施設入所にかかる費用の支払いで生活が苦しいです。

それでも負担軽減の対象外となりますか？

次の①～⑤の要件をすべて満たす方は、申請することで、特例の対象となる場合があります。
詳しくは、府中町高齢介護課までお問い合わせください。

- ① 2 人以上の世帯である（別世帯の配偶者を含む）
- ② 対象者が介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している
- ③ すべての世帯員の年間収入から施設の利用者負担見込み額を除いた額が 80 万 9 千円 以下である
- ④ すべての世帯員（別世帯の配偶者を含む）の預貯金等の合計額が 450 万円以下
- ⑤ 介護保険料を滞納していない など

【お問い合わせ先】府中町高齢介護課（介護保険係） TEL: 082-286-3235